

学位論文題名

リース会計の理論と制度

—会計上の経済的実質優先思考と使用権—

学位論文内容の要旨

今日、会計的保守主義の遵守と透明性の拡大が求められている。これには、簿外債務の計上といった負債をディスクロージャーする会計処理が重要な役割を果たす。今日の保守主義は、含み損を表面化した真の利益をディスクロージャーすることである。また、これを表面化することが透明性の拡大につながる。

急速に展開する日本企業の多国籍化が、日本の会計基準をグローバル・スタンダードへと導いた。日本企業は、今日のメガコンペティションのなかで生き残るため国際基準での会計処理をしなければならない。国内的には、巨額の不良債権と BIS 規制および早期是正措置によって「貸し渋り」が発生している。金融機関にとっては不良債権の流動化が当面の重要課題であり、「貸し渋り」によって資金繰りが悪化した一般企業は、手持ちの固定資産を現金化する方法を模索している。セール・リースバック取引がそれらを解決する一手段になっている。

リース取引がわが国に導入されたのは、日本リースインターナショナルが設立された 1963 年からである。以来 40 年の間にリース取引は民間設備投資の一角を占めるまでに成長した。先進諸外国のリース利用率は、わが国のリース取引がさらに拡大する可能性の大きいことを示唆している。

1993 年に公表された『リース取引に係る会計基準に関する意見書』は、リース取引をオンバランスにするリース資本化処理を導入した。リース資本化とは金融をともなった売買取引、換言すれば負債計上にとまなう資産化である。この「意見書」をもって、わが国リース会計のグローバル・スタンダード化は着手された。リース資本化の金額は、リース料総額から利子相当額を控除するために適切な利子率で割り引いた現在価値をもって算定する。この現在価値概念は、アメリカでは多くの会計基準書で早くから活用されてきたものであるが、わが国の企業会計に導入されたのはこの「意見書」が初めてである。これ自体画期的なこととして高く評価されなければならない。けれども、今日わが国の資産流動化のために重要な役割を果たすセール・リースバック取引について、「意見書」は何も規定していない。

「意見書」をベースに、リース会計処理を具体化した『リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針』が1994年に公表された。これによれば、BS本体でオンバランスするリース取引は、アメリカ会計基準、国際会計基準よりも狭く限定されたものになっている。また、わが国のリース会計情報の開示方法は注記によるものが主流であり、これはBS本体計上に比べて一段階レベルダウンした開示であり、その後進性を露呈している。このように、わが国のリース会計は、理論上でも制度上でも、アメリカ会計基準や国際会計基準よりも一歩出遅れていると言えよう。具体的な問題点としては、ファイナンス・リース取引の判定基準と資本化の範囲、セール・リースバック取引の利益の取扱い、実質優先思考と所有権の問題、所有権移転外ファイナンス・リース取引の存在等が挙げられる。

本論文は第2章から第4章までをリース会計の理論として構成している。第2章「ファイナンス・リース取引のキャッシュフロー比較分析と財務比率分析」では、ファイナンス・リース取引の経済的メリットをキャッシュフローと財務比率に着目して分析した。自己所有の固定資産と同一の経済的効果を生むファイナンス・リース取引を資本化処理することが、比較可能性確保のために重要であることは明白である。資本化処理は負債資産両建て計上であるため、理論的には利益額に変化はない。それでもなおファイナンス・リース取引の資本化処理に反対する理由がこの分析から読みとれる。また、債券の格付けや社債の財務制限条項を悪化させたくないこと、そして税務上の損金算入にかかわって現金流出を防止すること、この両方を同時にクリアするためにリース利用者はオフバランスとなる賃貸借処理を指向するという分析に成功した。

第3章「経済的実質優先思考とファイナンス・リース取引」では、経済的実質優先思考が如何なるものでなければならないかを考察する。リース会計を解明するための基本線は、経済的実質優先の会計思考であることに異論はない。これは、『会社会計基準序説』においてすでに見いだせるものであり、アメリカ会計基準や国際会計基準に早くから重要な概念として取り入れられてきた。わが国でも実質優先思考がリース会計の基本線と理解されていた。しかし、わが国の場合、リース取引の資本化を論じる時に所有権という法的概念が根底にあった。また、リース資本化による負債資産計上は、経済的実質である会計的所有そのものを見ずして、所有権移転という法的形式を重視していた。ここにわが国のリース会計の根本的な矛盾があることを指摘した。これに対して、アメリカを中心とする「G4 + 1」の新しいアプローチでは、実質優先思考をより一歩進めて、リース資産を「使用」という会計的所有を認識し、リース取引を「使用権」の売買と見る提言がなされている。「G4 + 1」の提言は、リース会計において会計的所有そのものを見ようとする先進性がうかがえる。

第4章「セール・リースバック取引の会計」では、セール・リースバック会計の日米比較を通じて、セール・リースバック会計が如何にあるべきかを導き出す。わが国の国税庁は、セール・リースバック取引の本質を経済的実質優先思考から金融取引と見ている。これにもかかわらず、「意見書」の具体的な会計処理を示す「実務指針」は、リース資産の所有権にこだわるあまり、セール・リースバック取引の会計処理を規定するときに、必ず、

二つの取引を認識し、二本の仕訳をもって構成する結果となった。これに対してアメリカ会計基準は、リースバック取引の規模に応じて、金融取引とみなす場合もあれば、固定資産売却益の即時利益計上の場合もある。またその両者折衷の会計処理も規定している。つまりアメリカでは、セール・リースバック取引の経済的実質に応じて会計処理にバリエーションを持たせるといふ会計基準の進化ないし豊富化が進んでいることを主張した。

第5章から第7章までを、本論文ではリース会計の制度として構成している。第5章「わが国におけるリース会計制度の変遷小史」では、「意見書」が新設される以前のわが国リース会計制度の変遷を跡づけることによって、リース会計に対するわが国の会計思考が早くから経済的実質優先であったことが読みとれる。しかし、国税庁と公認会計士協会の間では実質優先思考の適用の仕方が異なり、セール・リースバック会計では、前者がワンパッケージの金融取引と解釈し、後者は売買取引と資本化取引の二取引から成り立つと見ていることが分かった。この二取引が今日の「意見書」と「実務指針」のベースとなり、両者に受け継がれることになったのである。

第6章「わが国におけるリース会計制度の発展と限界」では、会計の国際的調和化から見て、わが国のリース会計基準が国際会計基準と如何にギャップがあるかを探り出す。旧大蔵省証券局より公正妥当と認められた「意見書」は、名実ともにわが国のリース会計基準となっている。「意見書」が、現在価値基準を全面的に導入したことで、わが国の会計制度は国際化への大きな一歩が踏み出された。しかし、国際会計基準およびアメリカ会計基準とは異なった判定基準（ノンキャンセラブル）をもってファイナンス・リース取引を分類している。リース判定の制度的構造が二層になっており、資本化処理の所有権移転ファイナンス・リース取引が極度に絞り込まれる仕組みになっていることを明らかにした。そのうえ、わが国のリース会計基準設定過程におけるロビイング活動が、国際会計基準およびアメリカ会計基準には存在しない所有権移転外ファイナンス・リース取引というわが国独特の概念を登場させた。国際的調和化から見れば、この「意見書」と「実務指針」は極めて不調和になっていることを主張した。

第7章「アメリカにおける新リース会計制度の動向」では、まず、リース利用率で世界一位を誇るアメリカのリース会計基準の構造を概観した。FASBの意図とは裏腹に、リース会計の実務では資本化回避策が次々と考案された。第7章ではこの回避策の内容を分析し、アメリカのリース会計基準がますます詳細化複雑化になることを突き止めた。最後に現在アメリカを中心に構成されている「G4 + 1」が提言している内容を吟味した。「G4 + 1」の提言は、「使用権」という概念を使い、キャピタル・リースとオペレーティング・リースを問わず、すべてのリース取引の資本化処理を求めていることである。早晚、国際会計基準もアメリカ会計基準もそうなるであろう。この「使用権」概念こそ会計的所有であることを確信する。これに対して、所有権移転外ファイナンス・リース取引という所有権にこだわり続けるわが国のリース会計基準は、すべてのリース取引の資本化処理の動きが始まった今日、会計の国際化から見ると、まさに二周遅れの感を呈している。

リース取引は多くの点で金融取引の要素を含んでいる。したがって、信用制度の発達と

信用理論の発展が、リース取引自体を拡大させ、新しい取引形態を生み出し、新しい会計処理を必要としている。今日の会計的保守主義のもとでの「信用」は、借りる側の負債計上とその金額の正確性を要求する。多国籍化した日本企業が、負債金額を算出するにあたって国際基準である現在価値を使用することは、わが国の財務諸表の信頼回復に必要である。リースという成長産業分野の会計に焦点を当てた本論文は、今日わが国の企業会計が抱える負債のディスクロージャーという重要な課題を解決する糸口をつかもうとしている。

学位論文審査の要旨

主査	教授	早川	豊
副査	助教授	吉見	宏
副査	助教授	蟹江	章
副査	講師	久保	淳司

学位論文題名

リース会計の理論と制度

—会計上の経済的実質優先思考と使用権—

本論文は「第一部 リース取引の理論」「第二部 リース会計の制度」から構成されている。

「第一部第1章 リース取引の内容とその論点」では、わが国におけるリース事業の成長、リース取引の内容、およびリース会計の分析視角の3節からなり、リース取引の実態分析とその会計基準改訂の動向を分析し、会計理論上の論点整理をしている。

「第一部第2章 ファイナンス・リース取引のキャッシュフロー比較分析と財務比率分析」では、ファイナンス・リース取引の経済的メリットをキャッシュフローと財務比率に着目して分析したものである。自己所有の固定資産と同一の経済的効果を生むファイナンス・リース取引を他人資本化処理することが、比較可能性確保のために重要であることは明白であり、他人資本化処理は負債資産両建て計上であるため、理論的には利益額に変化はないものの、ファイナンス・リース取引の他人資本化処理に反対する理由を分析している。同時に、レシーにとって、債券の格付けおよび社債の財務制限条項の悪化防止、税務上の損金算入の恩典享受のために、会計基準上オフバランスが許される貸借借処理のリース取引に改竄していると分析している。

「第一部第3章 経済的実質優先思考とファイナンス・リース取引」では、経済的実質優先思考がいかなるものでなければならないかを考察している。会計理論では、リース取引を解明するため、法律的側面よりも経済的実質優先で判断されることになっている。その理論は『会社会計基準序説』においてすでに見いだせるものであり、アメリカ会計基準や国際会計基準に早くから重要な概念として取り入れられてきたものである。しかし、わが国の場合、レシーにとって、法的所有権のない固定資産の対価としてのリース債務を計上するには、経済的実質である会計的所有そのものの対価としてのリース負債を計上すべきであると主張している。さらに、アメリカを中心とする「G4+1」の新しいアプローチでは、実質優先思考をより一歩進めて、リース資産を「使用」という会計的所有を認識し、リース取引を「使用権」の売買と見る提言がなされており、リース会計において法的に未成熟な「使用権」

そのものを見ようとする先進性を分析している。

「第一部第 4 章 セール・リースバック取引の会計」では、セール・リースバック会計の日米比較を通じて、セール・リースバック会計がいかにあるべきかを導き出している。わが国の国税庁は、セール・リースバック取引の本質を経済的実質優先思考によりモノを担保に借り入れた金融取引と見ている。しかし、「意見書」の具体的な会計処理を示す「実務指針」は、リースバックの規模を無視して、単純に全部「売って借りる」セール・リースバックしか想定していない。これに対してアメリカ会計基準は、リースバック取引の規模に応じて、金融取引とみなす場合もあれば、固定資産売却益の即時利益計上の場合もある。またその両者折衷の会計処理も想定している。つまりアメリカでは、セール・リースバック取引の経済的実質に応じて会計処理にバリエーションを持たせるという会計基準の進化ないし豊富化が進んでおり、学ぶべきことが多く、わが国の抽象的基準の弊害を訴えている。

第二部では、第 5 章から第 7 章までを、本論文ではリース会計の制度として構成されている。

「第二部第 5 章 わが国におけるリース会計制度の変遷小史」では、「意見書」が創設される以前のわが国リース会計制度、すなわち税務の変遷を跡づけることによって、リース取引税務に対するわが国の会計思考が早くから経済的実質優先であったことを分析している。

「第二部第 6 章 わが国におけるリース会計制度の発展と限界」では、企業会計の国際的調和化から見て、わが国のリース会計基準が国際会計基準といかなるギャップがあるかを探り出す試みをしている。旧大蔵省証券局より公正妥当と認められた「意見書」は、名実ともにわが国のリース会計基準となっているが、「意見書」が、現在価値基準を部分的にせよ導入したことで、わが国の会計制度は国際化への大きな一歩を踏み出した、としている。しかし、国際会計基準およびアメリカ会計基準では判定基準(フルペイアウト)をもってファイナンス・リース取引を分類しているが、わが国では所有権移転という法的側面が重視され、他人資本化処理の所有権移転ファイナンス・リース取引が極度に絞り込まれる仕組みになっていることを分析し、後進性を指摘している。

「第二部 7 章 アメリカにおける新リース会計制度の動向」では、まず、リース利用率で世界一位を誇るアメリカのリース会計基準の構造を分析している。FASB の意図とは裏腹に、米国では、リース取引の実務では他人資本化回避策が次々と考案され、その回避策の内容を分析し、アメリカのリース会計基準がますます詳細化複雑化にならざるを得ないことを指摘している。さらに、アメリカを中心に構成されている「G4+1」が提言している内容を分析し、その提言が、「使用权」という抽象的概念を使い、キャピタル・リースとオペレーティング・リースを問わず、すべてのリース取引の他人資本化処理を求めており、この「使用权」概念が会計的所有の概念になるべきだと主張している。しかし、わが国では、所有権移転外ファイナンス・リース取引という所有権にこだわり続けるリース会計基準は、すべてのリース取引の他人資本化処理の動きが始まろうとしている今日、会計の国際化から見ると、まさに二周遅れだと批判している。

以上、本論文はリース取引の会計をレシー側中心とした分析研究である。審査委員全員、本論文は、リース取引の会計を歴史的、国際的に分析し、将来の展望までを示唆している論文であり、博士(経営学)の学位を授与するに十分に値する論文であると認める。